

## 熊本県市町村合併推進審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県市町村合併推進審議会条例（平成17年熊本県条例第41号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、熊本県市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の開催)

第2条 審議会は、法の規定に基づき調査審議するとき、知事から諮問があったとき、その他会長が必要と認めたときに開催する。

2 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとする場合は、会議の日時、場所及び議題について、あらかじめ文書をもって通知するものとする。ただし、急を要するときは、この限りでない。

(審議過程の透明性の確保)

第3条 会議は、公開とする。ただし、会長は、会議を公開することにより、会議の目的が達成できないと認めるときは、会議に諮り、会議を非公開とすることができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録の作成)

第4条 審議会の事務局（以下「事務局」という。）は、会議が終了した後、速やかに会議の議事録（以下「議事録」という。）を作成するものとする。

2 議事録は、議事の概要を記載した要点記録とする。

3 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員及び事務局の職員の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 議事の経過
- (5) その他必要と認める事項

(要領の改正)

第5条 会長は、この要領を改正しようとするときは、必要に応じ審議会に諮るものとする。

附 則

この要領は、平成17年8月24日から施行する。